

北上市技能職員等の給与規則の一部を改正する規則

北上市技能職員等の給与規則（平成3年北上市規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
<p>附 則 1～4 [略]</p>							<p>附 則 1～4 [略]</p> <p>5 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日 後における最初の4月1日以後、第4条第4項の規定により 当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項及び第2項の 規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を 乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこ れを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこ れを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p> <p>6 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定め て任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>北上市職員の定年等条例（平成3年北上市条例第23号） 第4条第1項又は第2項の規定に基づき勤務している職員 （同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定 が適用されていた職員を除く。）</u></p>						
<p>別表第1（第4条関係） 給料表</p>							<p>別表第1（第4条関係） 技能職等給料表</p>						
職員の	職務	1級	2級	3級	4級	5級	職員の	職務	1級	2級	3級	4級	5級

区分	の級						区分	の級					
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
再任用 職員		<u>189,400</u>	<u>217,100</u>	<u>257,500</u>	<u>277,100</u>	<u>292,300</u>	定年前 再任用 短時間 勤務職 員		<u>基 準</u> <u>給料月額</u>	<u>基 準</u> <u>給料月額</u>	<u>基 準</u> <u>給料月額</u>	<u>基 準</u> <u>給料月額</u>	<u>基 準</u> <u>給料月額</u>
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
		<u>189,400</u>	<u>217,100</u>	<u>257,500</u>	<u>277,100</u>	<u>292,300</u>			<u>189,400</u>	<u>217,100</u>	<u>257,500</u>	<u>277,100</u>	<u>292,300</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定に基づき短時間勤務の職に採用された職員をいう。）とみなして、この規則の規定による改正後の北上市技能職員等の給与規則の規定を適用する。